# 坂町移住支援金支給要綱

令和３年８月３１日告示第２８号

令和４年４月　１日告示第１７号

令和５年３月３０日告示第１９号

　令和５年８月２２日告示第５２号

令和６年３月２８日告示第１２号

令和7年３月３１日告示第１５号

# （趣旨）

第１条　この要綱は、広島県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び坂町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、本町内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、広島県と町が共同で実施する移住支援事業（以下「移住支援事業」という。）において、東京圏から本町に移住した者が、支給要件を満たした場合に、予算の範囲内において支援金(以下「移住支援金」という。)を支給することに関し、広島県移住・マッチング支援事業実施要領(令和3年６月１日制定。以下「県要領」という。)及び坂町補助金交付規則(昭和53年坂町規則第３号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

# （定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　移住　住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき、定住する意思を持って本町に住所を移し、生活の本拠地とすることをいう。

(2)　東京圏　東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県の区域のうち、条件不利地域及び平成22年国勢調査から令和2年国勢調査の人口減少が10％以上の市町村を除いた区域をいう。

(3)　条件不利地域　次に掲げるいずれかの地域を含む市町村(地方自治法第252条の19第１項の指定都市を除く。)をいう。

ア　過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和３年法律第19号)第2条第１項に規定する過疎地域

イ　山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定により指定された振興山村の地域

ウ　離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域

エ　半島振興法(昭和60年法律第63号)第2条第1項の規定により指定された半島振興対策実施地域

オ　小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定する小笠原諸島

 (4)　東京23区　地方自治法(昭和22年法律第67号)第281条第1項に規定する特別区の存する区域をいう。

(5)　マッチングサイト　県要領第５の２(1)に規定する求人マッチングサイトをいう。

(6)　18歳未満の世帯員　申請日が属する年度の4月1日時点で18歳未満であり、かつ、申請者の配偶者ではない世帯員をいう。

# （支給の対象）

第3条　移住支援金の支給の対象となる者は、別表第1に掲げる要件に該当する者のうち、別表第2、別表第３、別表第4又は別表第5に掲げる要件に該当する者とする。

# （移住支援金の額）

第4条　移住支援金の額は、60万円とする。ただし、対象者が、別表第6に掲げる世帯の要件を全て満たす場合に限り、100万円とする。

２　別表第6を満たす世帯が18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、18歳未満の者一人につき、100万円を加算する。

３　移住支援金は、一の世帯に対して重ねて支給しない。

# （支給の申請）

第5条　移住支援金の支給を受けようとする者 (以下「支給申請者」という。)は、写真付き身分証明書に加え、坂町移住支援金支給申請書(様式第1号)（以下「支給申請書」という。）に、別表第7に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

２　前項に規定する申請にあたっては、申請窓口（総務部企画財政課）において支給申請者本人が行うことを原則とし、支給申請者と世帯を同一にする者が行う場合は、委任状（様式第１号別紙４）を提出しなければならない。

３　第１項に規定する支給申請書の提出期限は、町長が別に定める。

# （支給申請の取下げ）

第６条　支給申請者が、支給申請書が受理された後に支給の申請を取り下げるときは、坂町移住支援金支給申請撤回届出書（様式第３号）を町長に提出しなければならない。

# （支給の決定等）

第７条　町長は、第５条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、要件に適合していると認めるときは、移住支援金の支給を決定(以下「支給決定」という。)し、速やかに坂町移住支援金支給決定通知書(様式第４－１号)により、支給申請者に通知する。

2　町長は、前項に規定する審査の結果、移住支援金を支給しないことを決定したときは、坂町移住支援金不支給決定通知書(様式第４－２号)により、支給申請者に通知するものとする。

# （支給決定通知書の再交付）

第８条　前条に規定する支給決定を受けた者（以下「受給者」という。）は、紛失等の理由により坂町移住支援金支給決定通知書の再交付を必要とする場合には、坂町移住支援金支給決定通知書再交付申請書（様式第４－３号）を町長に提出しなければならない。

# （再交付の決定）

第９条　町長は、前条の規定による申請があった場合には、その内容を審査し、適当と認めたときは、坂町移住支援金支給決定通知書【再交付】（様式第４－４号）により、当該申請者に交付する。

# （移住支援金の請求）

第１０条　受給者は、第７条の規定による通知を受けたときは、速やかに坂町移住支援金請求書(様式第５号)を町長に提出しなければならない。

# （移住支援金の支給）

第１１条　町長は、前条の規定による請求書の提出があったときは、その内容を審査のうえ、適当と認めるときには移住支援金を支給するものとする。

# （報告及び立入調査）

第１２条　広島県及び町は、移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、受給者に対し移住支援事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

# （支給決定の取消し）

第１３条　町長は、受給者が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合、支給決定の全部の取消しを行う。

　(1)　虚偽の申請その他の不正な行為等により移住支援金の支給決定を受けたことが明らかになった場合

　(2)　移住支援金の支給申請日から３年未満に本町から転出した場合

　(3)　移住支援金の支給申請日から１年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合（就業の場合のみ該当）

(4)広島県の実施する「東京圏からの移住による地域課題解決型起業支援事業」（以下「起業支援事業」という。）に係る起業支援金の交付決定を取り消された場合

２　町長は、受給者が移住支援金の支給申請日から３年以上５年以内に本町から転出した場合、支給決定の一部の取消しを行う。

３　町長は、前２項の規定により支給決定の全部又は一部を取り消したときは、坂町移住支援金支給決定取消通知書（様式第６号）により当該受給者に通知するものとする。

# （移住支援金の返還）

第１４条　町長は、前条の規定により支給決定を取り消した場合において、既に移住支援金を受給者に支給しているときは、同条第１項に該当する場合にあっては、支給した移住支援金の全部、同条第２項に該当する場合にあっては、支給した移住支援金の半額を返還額として当該受給者に請求するものとする。

２　前項の返還の請求は、坂町移住支援金返還通知書（様式第７号）により、受給者に通知するものとする。

# （移住支援金の返還免除）

第１５条　町長は、受給者から坂町移住支援金返還免除申請書（様式第８号）及び返還免除理由を証する書類により返還の免除申請があったときは、支給決定の取消要件に該当するに至った原因が、雇用法人の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情によるものであると認められる場合、広島県知事の同意を得たうえで、前条の規定による返還を免除できるものとする。

２　町長は、広島県知事からの同意を得た後、返還免除の可否に係る決定内容について、坂町移住支援金返還免除承認通知書（様式第９－１号）又は坂町移住支援金返還免除不承認通知書（様式第９－２号）により当該申請者に通知するものとする。

# （補則）

第１６条　この要綱に定めるもののほか、移住支援金の支給に必要な事項は、広島県と町が協議して定める。

　　　附　則

（施行期日）

　　この要綱は、令和３年９月１日から施行する。

　　　附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

（適用区分）

２　この要綱による改正後の坂町移住支援事業支援金交付要綱の規定は、令和４年４月１日以後に坂町に転入したものに係る移住支援金について適用し、同日前に転入した者の移住支援金については、なお従前の例による。

　　　附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和5年４月１日から施行する。

（適用区分）

２　この要綱による改正後の坂町移住支援事業支援金交付要綱の規定は、令和5年４月１日以後に坂町に転入したものに係る移住支援金について適用し、同日前に転入した者の移住支援金については、なお従前の例による。

附　則

この要綱は、告示の日から施行する。

　附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

（適用区分）

２　この要綱による改正後の坂町移住支援事業支援金交付要綱の規定は、令和６年４月１日以後に坂町に転入したものに係る移住支援金について適用し、同日前に転入した者の移住支援金については、なお従前の例による。

（施行期日）

１　この要綱は、令和7年４月１日から施行する。

（適用区分）

２　この要綱による改正後の坂町移住支援事業支援金交付要綱の規定は、令和7年４月１日以後に坂町に転入したものに係る移住支援金について適用し、同日前に転入した者の移住支援金については、なお従前の例による。

別表第1（第3条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 要件 |
| 移住元に関する要件 | 次の各号に掲げる要件のすべてに該当すること。(1)　本町に転入する直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区に在住又は東京圏に在住し、雇用保険の被保険者又は個人事業主として東京23区内への通勤をしていたこと。(2)　本町に転入する直前に、連続して1年以上、東京23区に在住又は東京圏に在住し、雇用保険の被保険者又は個人事業主として東京23区内への通勤をしていたこと。(ただし、東京23区内への通勤の期間については、本町に転入する3か月前までを当該1年の起算とすることができる。) |
| 移住先に関する要件 | 次の各号に掲げる要件のすべてに該当すること。(1)　令和３年９月１日以後に本町に転入したこと。(2)　移住支援金の支給申請日において、本町での居住期間が、転入日から1年以内であること。(3)　移住支援金の支給申請日から5年以上、本町に継続して居住する意思を有していること。 |
| その他の要件 | 次の各号に掲げる要件のすべてに該当すること。(1)　日本人又は外国人(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第2に規定する永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等若しくは定住者又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)第3条に規定する特別永住者のいずれかの在留資格を有する者に限る。)であること。(2)　坂町暴力団排除条例(平成23年条例第22号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等(以下「暴力団等」という。)でないこと。(3)　申請者は（世帯向けの金額を申請する場合は、申請者を含む世帯員のいずれも）、過去10年以内に申請書を含む世帯員として移住支援金を受給していないこと。ただし、移住支援金を全額返還した場合や過去の申請時に18歳未満の世帯員だった者が、5年以上経過し、18歳以上となり、広島県及び坂町が認める場合を除く。(4)　その他町長が移住支援金の支給対象として不適当と認めた者でないこと。 |

別表第２（第3条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 要件 |
| 就業に関する要件 | １　一般の場合マッチングサイト掲載企業等に就業した者であって、次の各号に掲げる要件のすべてに該当すること。(1)　勤務地が、東京圏以外の地域に所在すること。(2)　就業先が、広島県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。(3)　移住支援金の支給申請日において、県要領第５の２(1)①に示す対象法人に週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。(4)　求人への応募日が、マッチングサイトに第2号の求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。(5)　当該法人に、移住支援金の支給申請日から5年以上継続して勤務する意思を有していること。(6)　転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。２　専門人材の場合プロフェッショナル人材マッチング支援事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者であって、次の各号に掲げる要件のすべてに該当すること。(1)　勤務地が、東京圏以外の地域に所在すること。(2)　週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。(3)　当該就業先に、移住支援金の支給申請日から5年以上継続して勤務する意思を有していること。(4)　転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。(5)　目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。 |

別表第３（第3条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 要件 |
| テレワークに関する要件 | 次の各号に掲げる要件のすべてに該当すること。(1)　所属先企業等からの命令（転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更を含む。）によらず自己の意思により転入をして本町を生活の本拠とし、かつ、移住元における所属先企業等の業務を引き続き行うこと。(2) 移住先でテレワークにより勤務する（原則、恒常的に通勤しない）こととし、かつ週20時間以上テレワークを実施すること。(3)　所属先企業等から受給者に対し、内閣府が行うデジタル田園都市国家構想交付金(デジタル実装タイブ【地方創生テレワーク型】）又はその前歴事業を活用した資金提供がなされていないこと。 |

別表第４（第3条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 要件 |
| 起業に関する要件 | 　広島県の実施する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けており、かつ、交付決定日から1年以内であること。 |

別表第5（第3条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 要件 |
| 関係人口に関する要件 | 　次の各号に掲げる要件のいずれかに該当すること。(1)　支給対象者の要件　ア　交付申請者を含む世帯員のいずれかが坂町に居住した経験があること　イ　3親等以内の親族が坂町に居住している者(2) 地域の担い手確保の要件　ア　坂町内で農林水産業に就業する者　イ　坂町内で家業（申請者の3親等以内の事業経営権を持つ者が営む事業）へ就業する者　ウ　坂町内で事業承継をする者 |

別表第6（第４条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 要件 |
| 世帯に関する要件 | 次の各号に掲げる要件のすべてに該当すること。(1)　支給申請者を含む２人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。(2)　支給申請者を含む２人以上の世帯員が支給申請時において、同一世帯に属していること。(3)　支給申請者を含む２人以上の世帯員がいずれも、令和3年９月１日以降に転入したこと。(4)　支給申請者を含む２人以上の世帯員がいずれも、支給申請時において転入後１年以内であること。(5)　支給申請者を含む２人以上の世帯員がいずれも、暴力団等でないこと。 |

別表第7（第５条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 必要な書類 |
| 共通して必要となる書類 | (1)　移住支援金の支給申請に関する誓約事項(様式第１号別紙１)(2)　移住支援事業に係る個人情報の取扱い（様式第１号別紙２）(3)　振込申出書（様式第１号別紙３）(4)　移住元の住民票の除票の写し又は戸籍の附票の写し(移住元における在住地及び在住期間を確認できる書類。2人以上の世帯の場合にあっては、移住元において世帯全員が同一世帯であったことを確認できる書類)(5)　移住支援金の振込先の預金通帳等の写し（確実に振込可能となる情報が確認できるものに限る。）(6)　その他町長が必要と認める書類 |
| 東京23区以外の東京圏から東京23区への通勤者のみ必要となる書類 | 　退職証明書（様式第１号別紙５）又は東京23区での勤務地、勤務期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類 |
| 東京23区以外の東京圏から東京23区への通勤していた法人経営者又は個人事業主のみ必要となる書類 | 　東京23区での勤務地及び在勤期間を確認できる書類（開業届出済証明書等) |
| 別表第２に掲げる要件に該当する者のみ必要となる書類 | 　就業証明書（移住支援金の申請用）(様式第２号) |
| 別表第３に掲げる要件に該当する者のみ必要となる書類 | 　就業証明書（移住支援金の申請用）(様式第２－２号) |
| 別表第４に掲げる要件に該当する者のみ必要となる書類 | 広島県の実施する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定通知書の写し |
| 別表第5に掲げる要件に該当する者のみ必要となる書類 | １　支給対象者の要件1. 坂町に住所を有していたとわかる戸籍の附

票又は坂町に居住している親族が3親等以内とわかる戸籍謄本かつ、坂町に居住している親族の住民票抄本、ただし、転居歴があり、住民票抄本で確認できない場合は、戸籍の附票２　地域の担い手確保の要件1. 坂町内で農林水産業及び家業へ就業する者

ア　就業証明書（移住支援金の申請用）(様式第２-3号)イ　家業へ就業することが確認できる書類1. 坂町内で事業承継する者

ア　個人事業の事業承継の場合　　(ア)前事業者の廃業届の写し　　(イ)開業届の写し　　(ウ)事業承継証明書（移住支援金の申請用）（様式2‐4号）イ 法人の登記を行う場合　　(ア)登記事項証明書の写し　　(イ)定款　　(ウ)事業承継証明書（移住支援金の申請用）（様式2‐4号） |